

旧軽井沢少年自然の家跡地の活用に向けた方針（素案）に対するご意見の概要と区の方考え方

No.	意見提出者の区分	意見内容	区の方考え方
1	その他計画等に利害関係を有する方	——AI時代の「ディスコネクトできる公共施設」としての活用可能性について 旧軽井沢少年自然の家跡地の活用方針について、意見を提出いたします。 私は軽井沢町民であり、中軽井沢エリアのまちづくりに関わる立場から、本跡地が単なる区有財産の収益化ではなく、千代田区民と軽井沢町双方にとって価値のある公共的拠点として活用されることを期待しています。 特に、公募条件の検討にあたっては、住宅・保養所・駐車場等の一般的な活用に限定せず、AI時代における心身の回復、自然体験、創造性、地域交流を支える「新しい自然の家」としての可能性を検討いただきたいと考えます。 本素案では、当該地を千代田区が継続保有しつつ、区財政負担に依存しない民間活用を進め、区民への利益還元や、教育・文化の振興、地域交流の促進、軽井沢町の景観・環境保全への配慮を重視する方向性が示されています。 この方向性に賛同したうえで、公募条件の検討にあたっては、単なる住宅系用途、企業保養施設、別荘的利用、駐車場用地等に限定するのではなく、「AI時代における心身の回復・創造性・自然体験・地域交流を支える公共的滞在拠点」としての活用可能性を明示的に検討いただきたいと考えます。 近年、都市生活者はスマートフォンやデジタルツール、AI環境に常時接続される一方で、心身を休め、思考を整え、他者と自然な関係を取り戻す場所を必要としています。2026年5月1日に公開されたAXIS Webの記事「世界的サウナブームの火付け役で『ロウリュ』の立役者、ヤスベル・ペーコネンに聞く」では、世界的に名所となったヘルシンキの公衆サウナ「Löyly」が、サウナ単体ではなく、都市における建築的ランドマークであり、人々がスマートフォンから離れ、自然で親密な関係を回復する場所として紹介されています。 https://www.axismag.jp/posts/2026/05/708988.html 特に、現代都市において「完全にディスコネクトな状態」が重要になっているという指摘は、AI時代の公共施設を考えるうえで重要な示唆を含んでいます。 旧軽井沢少年自然の家跡地は、もともと千代田区の子どものための自然体験・健康増進・学びの場として継承されてきた場所です。その歴史を踏まえるならば、単に区有財産を収益化するだけではなく、現代的な意味での「自然の家」へ更新する可能性があると考えます。 具体的には、以下のような方向性です。 1. 森の公衆浴場・サウナ機能 第一種低層住居専用地域においても、公衆浴場は建築可能用途として整理されています。これを活かし、軽井沢の自然環境と調和した小規模・分棟型の公衆浴場／サウナを検討することが考えられます。これは高級リゾート施設ではなく、区民、町民、滞在者が心身を整える公共的なウェルビーイング施設として位置づけるべきです。 2. ディスコネクト・ラウンジ／読書・思考空間 スマートフォンやPCから一時的に離れ、本を読み、休み、考えるための静かなラウンジや図書の空間を設けることで、教育・文化の振興にも接続できます。これは、従来の少年自然の家が担っていた「学び」を、現代的な形で再解釈するものです。 3. 子ども・親子・若者向けの自然体験プログラム 旧施設の歴史を継承し、千代田区の子どものたちや親子が軽井沢の自然に触れる機会を提供することが望まれます。単発の宿泊学習に限らず、日帰り・短期滞在・季節ごとの体験プログラムなど、多様な利用形態が考えられます。 4. 創造人材・都市人材の研修拠点 AI、デザイン、都市、医療、教育、環境などの分野に関わる人材が、軽井沢の自然環境の中で思考を深める研修・対話・滞在型プログラムを行うことも考えられます。ただし、用途上の制約を踏まえ、単なる事務所やインキュベーション施設ではなく、教育・文化・研修・交流の場として位置づけることが重要です。 5. 軽井沢町への還元 軽井沢町民の利用枠、町内事業者との連携、雇用創出、環境負荷の低い駐車場整備、既存樹木の保存、景観と調和した低層建築などを条件化することで、千代田区民だけでなく、軽井沢町のまちづくりにも資する活用となります。 このような方向性は、素案が掲げる「区民への利益還元」「教育・文化の振興」「地域交流の促進」「軽井沢町のまちづくりへの配慮」と整合するものと考えます。また、サウディング調査においても、収益施設ではないため賃料競争より地域活性化やまちづくりへの寄与を重視した選定を望む意見が示されています。したがって、公募条件においても、単純な経済条件だけでなく、当該地が持つ歴史性、自然環境、公共性、区民・町民双方への還元を評価できる枠組みを設けることが重要と思われる。 これは高級リゾート施設を求めるものではありません。むしろ、旧少年自然の家の歴史を引き継ぎながら、千代田区民、軽井沢町民、滞在者、創造人材が、森のなかで心身を整え、学び、語らい、地域と接続するための公共的拠点として再定義する提案です。 そして本跡地は、中軽井沢エリアの将来的なまちづくりににおいても重要な位置を占める可能性があります。千代田区の資産であると同時に、軽井沢町の環境・景観・地域活動にも大きく関わる場所であるため、公募条件においては、単純な経済条件だけでなく、地域活性化、教育・文化、自然環境、区民・町民双方への還元を重視した評価軸を設けていただきたいと考えます。 旧軽井沢少年自然の家跡地は、千代田区にとって単なる未利用地ではなく、都市に暮らす人々が自然と再接続し、同時に過剰なデジタル接続から一時的に離れるための貴重な公共資産になり得ます。 その意味で、旧軽井沢少年自然の家を、過去教育施設として復元するのではなく、AI時代の都市生活者にとって必要な「新しい自然の家」——森のなかで心身を整え、学び、語らい、静かに創造性を回復する公共的拠点として再定義し、活用する可能性を、公募条件の検討に加えていただくことを提案します。	ご提案の「新しい自然の家」としての考え方は、当該地が担ってきた自然体験や学びの役割を現代的に捉え直すものであり、本素案が重視する区民への利益還元、教育・文化、地域交流、自然環境への配慮とも通じる視点と認識しております。 また、サウナや滞在空間、自然体験プログラム等の具体案も、利活用の検討を広げるものとして参考になります。 一方、利活用の具体化にあたっては、法令上の条件や周辺環境との調和、事業性等を踏まえ整理が必要となります。 今後は用途を限定せず、多様な提案がなされるよう条件整理を進めるとともに、地域貢献や価値還元の観点も含め評価の考え方を検討してまいります。

旧軽井沢少年自然の家跡地の活用に向けた方針（素案）に対するご意見の概要と区の考え方

No.	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
2	区内に住所を有する方	お世話になります。旧軽井沢少年自然の家跡地の活用に向けた方針（素案）について、論点がずれておりましたら、大変失礼致しますが、意見を述べさせていただきます。 活用方法の中に「文化芸術活動の研鑽の場」の記載がありましたが、例えば、コンサート会場等、どうかと思いました。 現在、子供の数は減っていますが、子供を取り巻く環境は昔と比べて、インターネット普及の中、SNS等が身近になり、いじめ等、子供を取り巻く環境が複雑化し、打開策も見いだせない状況が続いていると思います。それは、おそらく、子供自身が、自分で自問自答するしか手段はないからかもしれません。たまたま、NHKの番組をみていたところ、出演歌手グループ（ミセスグリーンアップル）の歌う一部分の歌詞に励まされたという不登校者のコメントが多かったのに驚きました。 子供対象のコンサート会場等、直接的な効果が数値で見えずとも、何かしら、子供の心に直接訴えかける、子供が自分自身をそのまま受け入れることができるような、前を向いて一歩進めることのできる歌との触れあいが必要な会場づくり等いいのではないかと感じました。 コンサート会場であれば、長野の景観に合わせた施設形状も可能です。また、青少年の家が設立された意思も引き継げるのではないかと思います。千代田区の子供にも、コンサートに無料で招待（学校単位等）し、千代田区民に還元することもできます。 契約形態は、長期・短期でも構わないと思います。	音楽を通じて子どもの心に働きかける場としてのご提案は、現在の子どもを取り巻く環境を踏まえた視点として受け止めております。 その上で、施設の用途や規模については、用途地域等の条件や周辺環境との調和、事業性を踏まえて検討する必要があります。 今後は教育・文化に資する活用も含め、当該地の特性に応じた提案がなされるよう検討するとともに、区民還元のあり方についても併せて検討してまいります。
3	その他計画等に利害関係を有する方	みらいの森は、児童養護施設で暮らす子どもたちのために、アウトドアプログラムを通じて生涯の糧となる体験を創り出し、幸せな実りある成長をサポートしている、事務所を東京都港区に置くNPOです。 2013年にNPOとして活動を始め、現在まで1800名を超える子どもたちと450名以上の施設職員さんにご参加いただき、みらいの森での学びを日常生活と彼らの成長につなげていただけてきました。 当初より様々なパートナーさんのご協力のもと、宮城、東京、新潟、長野などで、既存の宿やキャンプ場をお借りしプログラムを開催してきましたが、ここ数年間で参加者が増えていくに従い、キャンプ場や宿の人数制限により、プログラム拡大の限界が見えてきました。日本国内にはまだ25,000人もの子どもたちが児童養護施設に暮らしています。私たちは1人でも多くの子が自分の夢を叶えられるようサポートしていくため、活動の拠点となるキャンプサイトを探し始めることにしました。 自身のキャンプサイトを持つことで、年間を通して定期プログラムを増やすことができ、子どもたちにとって安定した環境を提供することができます。また、日帰りから長期宿泊プログラムまで、幅広い形式を取り入れることができ、それぞれの成長過程や課題にあったプログラムを提供できるようになります。さらに、外部の専門家によるワークショップや海外のキャンプとの交流、就業体験など、より包括的な活動を行うことができるようになります。 さらに、みらいの森プログラムを経験して退所していった子たちにとって、自立後も、学校でも施設でも会社でもない、卒業生がいつでも気軽に相談できるような相手、そして帰って来られる「居場所」であり続けることができ、みらいの森のコミュニティの1員として迎えることができます。 子どもたちが自分らしく、安心して新しいことに挑戦でき、大自然の中で自分の可能性を広げ、将来の夢をかなえられるよう、「みらいの森キャンプサイト」を探している中で、こちら意見としてお送りさせていただきました。	自然体験を通じて子どもの成長を支える活動や拠点整備の考え方は、当該地のこれまでの役割とも親和性があるものと認識しております。 また、継続的な支援や居場所の確保といった視点も重要なものと受け止めております。 一方、具体化にあたっては、用途地域等の条件や周辺環境、事業の継続性、区民への還元等を踏まえた整理が必要です。 今後は教育・福祉・自然体験などを含む多様な活用の可能性として、提案を受けられるよう検討してまいります。
4	区内に住所を有する方	令和8年5月5日 広報千代田区政インフォメーション“旧軽井沢少年自然の家跡地の活用に向けた方針（素案）”の記事を拝見しました。その土地の活用方針の素案として“温泉つきの保養施設”の運用を提案致します。	保養機能に関するご提案は、区民のリフレッシュや滞在機会の充実につながる視点として受け止めております。 本件地は用途地域上の制約があるため、施設の形態等については、法令条件や周辺環境との調和を踏まえた検討が必要となります。 今後の公募にあたっては用途を限定せず、多様な提案がなされるよう検討してまいります。

旧軽井沢少年自然の家跡地の活用に向けた方針（素案）に対するご意見の概要と区の考え方

No.	意見提出者の区分	意見内容	区の考え方
5	区内に住所を有する方	旧軽井沢少年自然の家 跡地の活用に向けた方針（自然豊かで 静かな環境をいかして） 今では、中年のおじさんになった息子たちが、幼稚園、小学校の頃から「自然の家」のD棟を利用して宿泊。あちこちのスキー場に連れて行きました。メレーズができてからは、夫婦二人で、時には孫たちにも一緒に、のんびり楽しませていただいています。「自然の家」の広い敷地、緑豊かな場所を是非維持していただきたく、思いついたことを書かせていただきました。 < 1 > 「自然の家」の活用方法だけでなく、老朽化が進む「メレーズ」の方と併せて考えたい。 < 2 > 「自然の家」の敷地を最初に整備してから、次に「メレーズ」の機能を移し、その後、現在の「メレーズ」の敷地を民間業者に貸し付けて活用。 < 3 > 「自然の家」の整備について。 自然豊かで、静かな環境を維持しながら3つのエリアに分ける。 ①森の図書館・森のホール（一般利用可能） 出版の街、本の街の豊富な蔵書を活用。併せて、図書館を多目的な文化活動の場として位置づけ、手軽な音楽会や交流会などを開く場所とする。 ②宿泊棟（区民優先） ③高齢者等利用可能な、バリアフリー宿泊施設（区民のみ） 以上、「メレーズ」と一体になった再整備の提案をさせて頂きました。 幼児から高齢者まで、すべての年代の区民の「思い出の場所」「憩いの場所」となるような整備、配慮をお願いしたいと思います。	自然環境を活かした施設整備や、図書館・宿泊・バリアフリー機能を組み合わせるご提案は、幅広い世代が利用できる場としての視点を含むものと受け止めております。 また、メレーズを含めた一体的な考え方についても、検討の視点の一つとして認識しております。 一方、具体化にあたっては、法令上の条件や景観との調和、事業性等を踏まえた整理が必要です。 今後は、利用の歴史も踏まえつつ、自然環境を活かした滞在や文化活動など、多様な提案が可能となるよう検討してまいります。
6	区内に住所を有する方	少年自然の家は個人的に利用したこともありましたが、施設が団体向けに設計されていたため個人の単位では気軽に利用しにくい面もありました。跡地の活用に関しても、個人単位でもハードルの低い利用が可能な施設が出来ると良いですね。	これまでの旧軽井沢少年自然の家は、主に団体利用を前提とした施設であったため、個人単位での利用がしづらい面があったとのご指摘について、利用実態に関する一つのご意見として受け止めております。 今後の活用においては、個人での利用のしやすさも含め、区民の利用機会の拡大を考慮してまいります。 その際、運営形態や施設規模については、法令上の条件や事業性を踏まえ、全体の中で整理してまいります。
7	区内に住所を有する方	「青年自然の家」は長年にわたり、区民、とりわけ青少年の学び・交流・自然体験など共同生活を育んできた区民共有の財産です 千代田区は人口増加が続き子育て世帯も増加しております。青少年移動教室、自然体験学習、地域交流、スポーツ学習、防災訓練など活用できる公共施設の必要性は今後さらに高まると思います 青年自然の家を「収益施設」としてでなく未来のこどもたちや区民の交流・学び・成長を支える公共資産として位置づけ区民に開かれた形での再整備・活用していただくことを強く望みます 40年前4家族で宿泊して家族で交流 子供たちが大喜びで楽しかった思い出がよみ返ります。区の他の施設が失われてきて残念です。	当該施設が青少年の学びや交流の場として長年使われてきたことや、思い出の場であることのご意見については、これまでの役割・利用実態として認識しております。 本素案では、区の所有を前提に、区民への利益還元や交流、環境配慮を重視した活用を図る考え方としており、公共的な資産として活用すべきとの趣旨とも通じるものと受け止めております。 今後は、事業性や環境との調和を踏まえつつ、幅広い区民が利用できる場となる可能性について検討してまいります。